

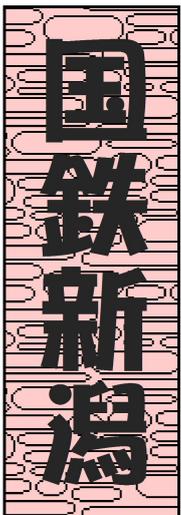


帝京長岡高校・吉田先生の、不当処分・不当労働行為について2015年10月16日に県労働委員会へ救済申し立てを行い闘いを進めてきました。

11月2日、県労働委員会から救済命令が出されました。

命令を受けて、11月2日、「県労委救済命令緊急報告集会」が開催されました。

会場は、長岡市・「まちなかキャンパス長岡」で19時より開催、県



# 大勝利の命令

NO. 931  
発行  
2017年  
11月17日  
国鉄労働組合  
新潟地方本部  
発行責任者  
加藤 秀夫  
編集責任者  
教 宣 部

内各地から43名の労働組合、支援団体など結集しました。

**私教連・宮腰委員長 あいさつ**

組織を挙げてがんばってきた。吉田先生の勝利命令を喜んでる。労働委員会へ提訴すること、一歩踏み出す勇気があったと思う。吉田さんの闘いは、これだけの

闘いではない。



## 帝京長岡高校 救済命令出される

**帝京高校の闘いは 子供たちのための闘い**

学園側は吉田先生を陥れるために生徒も利用していた。生徒の夢を実現できる学校なのか。生徒が伸びやかに歩んで行ける学校なのか。闘いは自分のこととしてとらえ一緒に歩んできたと思う。帝京高校の闘いは子供たちのための学校にしていく闘いだ。職場が本当に子供たちにとって大事なことをやっている学校にしていくために、これからも皆さんと共に力を合わせがんばっていく。良い学校にしていくために。



## 県労委命令の解説 土屋俊幸弁護士

○本当に大勝利の命令、90%の命令だ。吉田先生に対してバレーボールの監督を外されたことを支配介入とし、労働組合に加入したことに対しての見せしめとある。



学園側は平成19年の和解事項についても組合敵視している状況になっていることが書かれている。平成22年以降、組合に入ったことで監督を外した。組合員ということを許せないから監督を外す。

バレー部に入ってくる子供たちのことを考えないで監督を外す。不利益処分・処分について不利益扱いを認める。

## すべて認められる

申し立てがすべて認められる。しかし顧問を外したことは不当労働行為でないとやっている。だから90%の命令と書いた。

謝罪文・掲示は認めないが文書を書いて交付することになった。今まで組合がやってきた到達点となる命令だ。

学校側は、まったく改めない状況でも吉田先生は申し立てた。労働委員会は不当労働行為を認め、校長、教頭の吉田先生に対する発言は本当だと認めた。組合は反協力組織と言っている。

命令書が出されてから学校側との力関係が変わってくる。組合運動に役立つのではない。学園側は中労委に申し立てるだろう。今度は中労委での闘いになる。中労委申し立ては、命令が出て15日以内、謝罪文は6日以内に出さなければならない。

この命令書を学校でどう役立てていくのか。ニュースで学校で宣伝する。前回とは大きく変わってくる。中労委の勝利につなげていく。



## 命令は がんばりやまて

報告集会に多くの方々に参加してくれた、感謝している。命令は完全に撤回とした、すごいと思う。監督を外されたことは不当労働行為として認められた。大勝利だと思ふ。

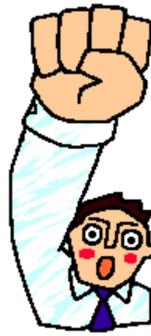
吉田先生の問題は個人の問題ではなく組合としても問題だ。労働組合の主張が認められた。



**帝京高校・新井書記長 あいさつ**

# 労働使が 一致団結できる 命令書に

今回は負けるかと思った。学園側は組合の弱体化を目指している。命令を履行させること。労働使が一致団結できる命令書とさせること。この2点を申し入れる。命令を自信に組合活動を活発にしていこう。



## 帝京高校・宮城委員長 あいさつ



うれしい命令が出された。吉田先生は同じ数学の教師としてがんばってきた。学校生活は苦しい状況だった。団交が再開できるので解決しようと思ってきた。1年に2回懲戒処分が出ると解雇となる。処分させないため労働委員

# 命令書を履行させる

会に提訴した。少数組合で大変だったが良い命令が出された。命令が出てもやっつけられない学校だ。父母の会についても同様だ。命令書を履行させること。これからは勝負だ。



## 閉会あいさつ 団結ががんばろう！

全国私教連・山口書記長から閉会あいさつ、そして力強く団結ががんばろうを行い更に団結を深めました



## 当面の行動について 私教連・渡辺書記長

当面の行動について私教連・渡辺書記長から提起がありました。中労委に出すのか。命令が出されてから中労委へ提訴する期限は15日以内。謝罪文を出す期限は6日以内だ。闘いは中労委に移る。その場合、署名活動の取り組み強化と中労委前の宣伝行動を取り組むこと。財政支援をお願いしたい。私教連としても中労委へ提訴するなど申し入れる。



## ○これまでの経過○

- ▼2014年3月に部活動の生徒の指導をめぐって吉田先生に一部の保護者からクレーム。
- ▼問題となった部活生徒の指導の件で聴取。放課後、吉田先生は呼び出され学校側弁護士作成の「弁明書」への署名・捺印を強制された。
- ▼校長・教頭など吉田先生に対して不当労働行為発言。「なぜ学園の反協力組織に入ったのか？組合に入れば、強化指定部から外される。顧問も外される。」
- ▼組合は申し入れ書を提出。吉田教諭に対し組合員であること理由とした不利益扱いで不当労働行為。不当労働行為を行わないよう求める。
- ▼2015年4月、吉田教諭にけん責・謹慎の不当処分。
- ▼組合は抗議ならびに要求書を提出。この処分は明らかでない不当労働行為。処分を撤回すること。団体交渉を開催すること。
- ▼2015年10月新潟県労働委員会へ救済申し立て。

○命令書抜粋く被申立人学校法人帝京蒼葉学園は、申立人帝京長岡高校職員労働組合の組合員である申立人吉田大に対して平成27年4月1日に行ったけん責処分及び謹慎処分を撤回しなければならぬ。



# 吉田先生 あいさつ



## 本当にうれしい

学校から処分が出された。けん責処分だ。1年以内に2回処分が出されると解雇になる。学校が怖くなった。そんな日々を過ごしていた。

処分が出された年の1月、転記ミスがあった。学校側は大きく処分した。さらに攻撃が強くなるのかと思った。労働委員会へ提訴した。担当弁護士に感謝している。労働委員会の室内に入ってから、証人に立って、すごく緊張した。支援してくれた人達は普通に接してくれて良かった。精神的ストレス状態が続いていた。

命令書を読み上げる時、ものすごい緊張だった。内容が読み上げられホットした。その後は覚えていない。本当にうれしい。

